

地球温暖化対策基本法案（概要）への意見

2010年2月17日 気候ネットワーク

気候ネットワークでは、これまで、中長期目標の設定と、確実に削減を進めるための仕組みを位置付けた「気候保護法（仮称）」の制定を求めて活動をしてきました。その観点から、今国会で提出・審議予定の地球温暖化対策基本法は、これからの日本の温暖化対策の基礎となる重要法案と考えています。

10日に中央環境審議会配布された基本法案概要につきまして、以下に、意見を申し上げます。なお、気候ネットワークでも基本法案を策定しているところです。そちらも是非ご参照ください。

1．明確な長期ビジョンと理念を示すこと

産業革命前から2度未満に抑える気温目標を明示し、2050年80%削減の長期の大幅削減の下で、低炭素経済社会に移行させていくことを明確にするべきです。法案概要では、立法目的が曖昧です。

2．25%削減は、日本の確固たる目標として位置付けること

中期目標の25%削減は、諸外国の条件にかかわらず、日本として着実に達成すべき法的拘束力ある目標と位置づけて、速やかに施行するべきです。法案概要にあるような、諸外国の目標設定が前提とされれば、日本として目指すべき方向性・ビジョンが示されず、適切なシグナルを市場や個人へ送ることができません。目標の前提条件は削除し、日本の確固たる目標と位置付けるべきです。

3．再生可能エネルギー目標は、真の自然エネルギーのみを対象とすること

再生可能エネルギー目標は、民主党案の「一次エネルギー比10%」ではなく、法案概要では、「最終エネルギー消費量比20%」とされています。これは麻生前政権と同じ目標ですが、当時、この目標には、ヒートポンプや燃料電池などが組み込まれ数字がかさ上げされていると強く異議を唱えたところ（別添資料参照）。再生可能エネルギー目標は一次エネルギー比とし、対象には、ヒートポンプなど一次エネルギーでないものは除き、真の自然エネルギーに限って、野心的な目標とするべきです。

4．基本的施策の制度内容及び施行時期を明確にすること

基本的施策では、「キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の創設」「地球温暖化対策税の平成23年度の導入に向けた検討」「全量買取方式の固定価格買取制度」が列記されていますが、基本法では、それぞれについて具体的な制度設計を行い、その制度を明確に規定するべきです。（C&T型の国内排出量取引制度は、20年25%以上の削減を担保し、直接排出で大規模事業所の参加を義務とすべきです。）

なお、基本法は、中期目標の「前提」とらわれず、全ての規定を速やかに施行し、キャップ&トレード方式の国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、全量買取方式の固定価格買取制度においても、遅くとも2011年度（平成23年度）には施行できるよう、導入時期を明記するべきです。

5．独立した委員会を設置すること

法案概要には明示はありませんが、中長期目標や政策を客観的に評価する独立した「気候変動委員会」を設置するべきです。委員会は、政府に対し意見・勧告できるものとし、政府はこれ対応する措置を取ると同時に、国会に報告しなければならないものとするべきです。

6．地域の温暖化対策を引き出すこと

法案概要には明示はありませんが、地域の温暖化対策を明確化するために、地方公共団体がエネルギー使用量の適切に把握を出来る仕組みを導入し、地域の実情に応じて上乗せ、横出しを含む確実な削減対策を行えるようにするべきです。

7．情報公開と市民・NGOなどの政策立案・実施への参加の制度を盛り込むこと

地球温暖化対策は、国だけでなく、地方自治体や市民や事業者、NGOなどさまざまなセクターとの連携・協力のもとに創造的に行われる必要があります。温暖化情報を国民が共有し、参加の制度化が必要です。